

松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 訪問サービスに係る第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3の規定により訪問サービスに係る第1号事業支給費が利用者に代わり当該訪問サービスの事業を行う者に支払われる場合の当該訪問サービスをいう。
- (3) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(事業の一般原則)

第3条 訪問サービスの事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 訪問サービスの事業は、利用者が認知機能の低下や精神・知的障害により日常生

活に支障がある症状や行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者等の場合に、その利用者の状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、自立した日常生活を営むことができるよう身体介護、生活援助の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定するその他政令で定める者をいう。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 事業者は、事業所ごとに常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数において常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定の数によるものとする。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年松江市条例第4号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年松江市条例第 101 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 6 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第 6 条 事業者は、訪問事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

第 7 条 訪問事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 8 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第 8 条 事業者は、訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得なければならない。

（重要事項）

第 9 条 事業者は、訪問事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(3) 緊急時等における対応方法

(4) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第10条 事業者は、利用者に対し、適切な訪問サービスを提供することができるよう、当該訪問事業所において、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

2 事業者は、訪問事業所において当該訪問事業所の訪問介護員等によって訪問サービスを提供しなければならない。

3 事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、適切な研修の機会を確保しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、正当な理由なく訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業者は、訪問事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等への連絡、適切な他の事業者等への紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第13条 事業者は、訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、事業対象者又は要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

(心身の状態等の把握)

第14条 事業者は、訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第 15 条 事業者は、訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等その他保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気づきをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務とする。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 16 条 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 17 条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 18 条 事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第 19 条 事業者は、訪問サービスを提供した際には、当該訪問サービスの提供日及び内容、当該訪問サービスについて法第 115 条 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプラン等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 事業者は、訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 20 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問サービスに係る第 1 号事業支給費の額から当該訪問事業所に支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問サービスに係る第 1 号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第 21 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(個別サービス計画の作成)

第 22 条 サービス提供責任者(第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第 23 条 事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問サービス

の提供をさせてはならない。

(緊急時の対応)

第 24 条 訪問介護員等は、現に訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第 25 条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、訪問事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第 26 条 訪問事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該訪問事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第 27 条 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 28 条 事業者は、提供した訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(地域との連携)

第 29 条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 30 条 事業者は、利用者に対する訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

- 3 事業者は、利用者に対する訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 事業者は、訪問事業所において経理を区分するとともに、訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第 32 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 個別サービス計画

(2) 第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第 33 条 訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防サービス計画又は介護予防マネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めるものとする。
- (2) 事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないものとする。

(広告)

第 34 条 事業者は、訪問事業所についての広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(掲示)

第 35 条 事業者は、訪問事業所の見やすい場所に事業の運営についての重要事項を掲示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(事業の廃止又は休止の届出と便宜の提供)

第 36 条 事業者は、当該訪問サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日

の前1月以内に当該訪問サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第37条 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。

(雑則)

第37条 この要綱に規定するもののほか、当該訪問型サービスの基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 (平成28年松江市告示第438号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年松江市告示第288号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年松江市告示第412号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。